

豚流行性下痢（PED）対策の再徹底をお願いします

平成26年9月以降も12都県35農場（12月21日現在）でPEDの発生があり、近隣の群馬県や千葉県でも発生が確認されています。
PEDウイルスは冬期に活性化しますので、より一層の衛生対策と、異常発見時の早期通報の再徹底をお願いします。

PEDは、感染家畜及び糞便に汚染された人や物によって伝播するので、対策の徹底をお願いします。

毎日、豚の健康観察を行ってください。

出入りする車両は、荷台等も含め全体を洗浄消毒する。

排せつ物の処理を適正に行う。特に液体は通常の曝気や塩素消毒処理ではウイルスは失活しない可能性があるため、浄化後の上清等は可能な限り農場内で使用しない。

農地還元では、運搬経路や他の養豚場立地に十分注意する。

分娩豚舎への病原体侵入防止のため、分娩舎作業は専従とし、専用の衣類・履物を使用する。

河川水や地下水を使用する場合には、飲水用に限らず可能な限り、消毒する。

飼養衛生管理の徹底、導入時の隔離観察等を行ってください。

出荷前の豚をよく観察し、臨床症状がある豚は出荷しない。

PEDの予防にはワクチンが有効です。使用の際は用法・用量を確認の上、母豚の健康管理、衛生的な飼養環境等に留意して、適切に使用してください。

飼養豚に、PED様症状（水様性下痢、嘔吐、食欲不振等）が確認された場合には、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間の連絡は・・・090-5564-1018
土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817